

○平塚市埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成10年6月1日

規則第49号

改正 平成12年12月27日規則第59号

平成13年2月20日規則第2号

平成16年9月30日規則第51号

平成28年3月25日規則第28号

令和3年3月30日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市埋立て等の規制に関する条例（平成10年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(許可の適用除外)

第3条 条例第6条第2項第2号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構、日本道路公団及び年金資金運用基金
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める公法人

(許可の申請)

第4条 条例第7条第1項の申請書は、埋立て等許可申請書(第1号様式)とする。

(申請書の記載事項)

第5条 条例第7条第1項第6号の埋立て等に関する設計は、設計の方針、埋立て等に係る土地の現況、自然環境保全対策、生活環境保全対策及び災害防止対策について記載するとともに、次に掲げる図面により定めなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、当該図面のうち一部の図面により定めることができる。

- (1) 現況平面図及び現況縦横断面図(縮尺200分の1～500分の1)
- (2) 現況排水平面図及び現況排水縦横断面図(縮尺200分の1～500分の1)
- (3) 計画平面図及び計画縦横断面図(縮尺200分の1～500分の1)
- (4) 計画排水平面図及び計画排水縦横断面図(縮尺200分の1～500分の1)

2 条例第7条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 土砂等の運搬車両台数
- (2) 埋立て等の工事期間及び1日の作業時間
- (3) 整地用機械の種類及び台数
- (4) 埋立て等後の土地の利用方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(申請書の添付書類)

第6条 条例第7条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、埋立て等の内容により市長が添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 流域現況図(埋立て等に係る土地の面積が3,000平方メートル以上のものに限る。)
- (2) 法人登記簿謄本又はその写しを証明する書類(事業主が個人であるときは、住民票の写し)
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 事業主と工事施工者との埋立て等に関する契約書の写し又はこれに代わるものの写し
- (5) 事業主と土地所有者等との埋立て等に関する契約書の写し又はこれに代わるものの写し

- (6) 仮登記権者又は抵当権者等担保権者の同意書
- (7) 埋立て等に係る土地の公図の写し
- (8) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可に係る許可書の写し又は農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは同法第5条第1項の許可に係る許可書の写し若しくは届出をした旨を証する書類の写し
- (9) 土砂等の搬出入経路図（縮尺2,500分の1～10,000分の1）
- (10) 工程表
- (11) 埋立て等に係る土地と他の土地との境界確定図（縮尺250分の1～500分の1）
- (12) 事業主の最近の決算書及び資金計画書（埋立て等に係る土地の面積が3,000平方メートル以上のものに限る。）
- (13) 擁壁等工作物の平面図及び構造図（縮尺50分の1～100分の1）
- (14) 埋立て等後の土地利用計画図
- (15) 土質分析結果を証する書類
- (16) 埋立て等に係る工事の概要についての周知状況及び周知方法を示す書類
- (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 埋立て等の許可を受けようとする者は、埋立て等に係る土地について国又は地方公共団体が管理する公共施設があるときは、その同意を得て、それを証する書類の写しを申請書に添付しなければならない。

（許可の基準の内容）

第7条 条例第8条第2項の規則で定める事項は、別表に定めるとおりとする。

（許可等の決定）

第8条 市長は、埋立て等許可申請書の提出があったときは、その内容を審査して適否を決定し、埋立て等許可（不許可）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（標識）

第9条 条例第10条の規則で定める標識は、埋立て等に係る標識（第3号様式）とする。

（許可に係る変更の申請）

第10条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、条例第7条第1項第3号から第6

号までに掲げる事項の変更前及び変更後の内容並びにその理由とする。

2 条例第11条第1項の変更申請書は、埋立て等変更許可申請書（第4号様式）とする。

3 埋立て等変更許可申請書には、条例第7条第2項に規定する書類のうち、埋立て等の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

（許可に係る変更の決定）

第11条 市長は、埋立て等変更許可申請書の提出があったときは、その内容を審査して適否を決定し、埋立て等変更許可（不許可）決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（許可に係る変更の届出）

第12条 条例第11条第2項の規定による変更の届出は、埋立て等変更届出書（第6号様式）により行うものとする。

（地位の承継の届出）

第13条 条例第12条第3項の規定による届出は、地位承継届出書（第7号様式）により行うものとする。

（完了等の届出）

第14条 条例第13条第1項の規定による届出は、埋立て等完了（廃止）届出書（第8号様式）に、工事着手前、工事施行中及び工事完了時（廃止時）の写真を添付して行うものとする。

（許可内容適合通知）

第15条 条例第13条第2項の規定による検査の結果が埋立て等に係る許可の内容に適合していると認めるときは、埋立て等に係る許可内容適合通知書（第9号様式）により事業主に通知するものとする。

（公表の方法等）

第16条 条例第14条第3項の規定による公表は、平塚市公告式条例（昭和25年条例第21号）に定める提示場に同条第2項の規定による命令に従わない者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）その他市長が必要と認める事項を記載した書面を提示することにより行うとともに、必要に応じ、その他の方法で市民に周知するものとする。

（身分証明書）

第17条 条例第16条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証（第10号様式）とする。

（申請書等の提出部数）

第18条 条例及びこの規則の規定により市長に提出する書類の提出部数は、申請書及びその添付書類にあつては2部とし、届出書及びその添付書類にあつては1部とする。

（事故発生における措置）

第19条 事業主は、埋立て等に係る工事中に、工事に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急措置等必要な措置を講ずるとともに、責任をもって解決に当たらなければならない。また、事故発生の原因、経過、被害の内容等について遅滞なく市長に報告しなければならない。

（その他）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成12年12月27日規則第59号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年2月20日規則第2号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第28号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和3年3月30日規則第28号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第7条関係）

1 一般基準

（1） 自然環境保全対策

ア 樹木及び草花の植栽又は保存

（ア） 埋立て等に係る区域及びその周辺の地域の植生の実態に配慮し、既存の樹木及び草花の保存に努めること。

（イ） 既存の樹木及び草花の保存が不可能な場合には、適切な復元措置を講ずること。

イ 貴重な動物の保存

埋立て等に係る区域及びその周辺の地域に絶滅のおそれのある動物又は貴重な動物の生息が認められる場合には、その生息に影響を与えないように努めること。

ウ 水系及び地下水の保全

埋立て等に係る区域及びその周辺の地域の水系及び地下水の実態に配慮し、既存の水系及び地下水の機能を阻害することのないように努めること。

エ 事前調査の実施

アからウまでに掲げる措置を講ずるに当たり必要と認めるときは、事前調査を行うこと。

オ 個別協議

具体的な自然環境保全対策については、別に協議すること。

（2） 生活環境保全対策

ア 埋立て等に係る工事の施工に当たっては、騒音、振動、粉じん、水質汚濁等の防止対策を講じ、周辺的生活環境を損なわないようにすること。

イ 埋立て等に係る工事の1日の作業時間は、原則として午前8時から午後6時まで（土砂等の搬出入時間にあつては、原則として午前8時30分から午後5時まで）の間で定めることとする。

ウ 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは、作業を中止すること。

エ 緊急を要する作業が生じたときは、土砂等の搬出入路の沿道及び周辺住民の理解を得るようにすること。

(3) 災害防止対策

ア 安全対策

(ア) 埋立て等に係る工事期間中は、原則として責任者を常駐させ、事故及び災害の防止に努めること。

(イ) 埋立て等に係る区域内に工事関係者以外の者がみだりに立ち入ることを防止するための囲いを設け、当該囲いの構造は、風圧等により、容易に転倒し、又は破壊しないものとする。

(ウ) 工事現場の出入口は、原則として1箇所とし、施錠できる構造とする。

イ 交通対策

(ア) 土砂等の搬出入経路を指定するときは、あらかじめ、周辺住民、道路管理者及び所轄の警察署と協議すること。

(イ) 土砂等の搬出入路が通学路に指定されているときは、関係機関と協議し、登下校時間帯の通行制限等必要な措置を講ずること。

(ウ) 工事現場の出入口の路面清掃を行い、常に良好な道路状態とすること。

(エ) 交通事故防止のため、関係機関と協議し、交通誘導員の配置、標識及び安全施設の設置等必要な措置を講ずること。

2 技術基準

(1) 埋立て工又は盛土工

ア のり面の勾配は、30度以下とすること。

イ 厚さ20センチメートルから30センチメートルごとに敷きならしを行い、十分転圧し、締め固めを行うこと。

ウ 原則として基礎地盤調査を行い、地質及び土質条件を把握し、適切な対策を講ずること。

エ 基礎地盤の樹木等を伐採するときは、除根すること。

オ 斜面状の地盤に埋立て又は盛土を行うときは、原地盤の段切りをすること。

カ 高さ5メートル以上の埋立て又は盛土については、原則として5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設けるとともに、必要に応じて危険を防止するための土砂等落下防止壁を設けること。

キ 埋立て及び盛土によるのり面の垂直高は、原則として10メートル以下とすること。

ク 小段及び土羽じりには、表面排水処理施設を設置するとともに、その施設が土砂等により埋没しない構造とすること。

ケ のり面の崩落を防止するため、芝張り工、吹き付け植生等を行うこと。

コ のり面の上部の排水は、のり面方向に流さないように反対方向に勾配を設けること。その勾配は、原則として2パーセント以上とすること。

サ わき水対策として、必要に応じて暗渠^{きよ}を設けること。

シ 埋立て及び盛土の高さ等については、別に協議すること。

(2) 切土工

ア のり面の勾配は、原則として35度以下とすること。

イ 土質に応じた植性工等によりのり面の安定策を講ずること。

ウ 高さ5メートル以上の切土については、高さ5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。

エ 小段及び土羽じりには、表面排水処理施設を設置するとともに、その施設が土砂等により埋没しない構造とすること。

オ 切土の高さ等については、別に協議すること。

(3) 堆積工

ア 粉じんが飛散しないようにすること。

イ のり面の勾配は、原則として30度以下とすること。

ウ 堆積期間は、土砂等を搬入した日から6箇月以内とすること。

エ 堆積土の高さ等については、別に協議すること。

(4) 排水施設

ア 雨水その他の地表水を排除する排水施設を設置すること。

イ 排水施設は、計画流量の排水が可能なものであること。

ウ 調整池又は沈砂池は、埋立て等に係る土地の規模、地形等を勘案し、必要に応じて設置すること。

(5) 放流先の河川等

ア 河川等の管理者と協議し、必要に応じて放流先の河川等を整備すること。

イ ごみ、土砂等により放流先の河川等の流水が阻害されているときは、しゅんせつ等を行うこと。

ウ 放流については、関係権利者と協議を行うこと。

(6) 擁壁工

ア 擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積造等とすること。

イ 河川等又は田畑に接して設ける擁壁の根入れについては、当該擁壁が転倒しないように、特に安全性に配慮して十分な深さとすること。

ウ 擁壁を設置するときは、構造計算により安全性を確かめること。

(7) その他

埋立て等の設計に当たっては、必要に応じて森林法第10条の2に規定する開発行為の許可に係る基準、国土交通省が定める土木構造物標準設計等により行うこと。

第1号様式(第4条関係)

埋立て等許可申請書

年 月 日

平塚市長 様

住 所
氏 名
電話番号

平塚市埋立て等の規制に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

目 的				
位 置	平塚市	字	番	外 筆
面 積	m ²	高さ(盛土・切土の場合) (土砂等の容積)		(m ³)
施工区域の土地所有者氏名	施工区域の土地		面 積 (m ²)	備 考
	大 字	字 地番		
工 事 施 工 者	住 所	(〒)		
	氏 名(名 称)		代表者氏名	
	電 話 番 号		FAX番号	
	現場責任者の氏名及び連絡先	電話番号		
設 計	設 計 の 方 針		土地の現況	
	自然環境保全対策			
	生活環境保全対策			
	災 害 防 止 対 策			
工 事 期 間	年 月 日から	年 月 日まで		
1 日 の 作 業 時 間	時 分から	時 分まで	時間	
土砂等の発生場所 (発生事業名)		土砂等の種類		
土砂等の搬出入量	m ³ /日	運搬車両台数	台/日	
整地用機械の種類及び台数				
埋立て等後の土地の利用方法				
備考				

第2号様式(第8条関係)

指 令 番 号

年 月 日

埋立て等許可(不許可)決定通知書

様

平塚市長 氏 名

印

年 月 日付けで許可申請のあった埋立て等について、次のとおり決定をしたので通知します。

1 区 分 許可する。 許可しない。

2 許可の条件

3 理由(許可しない場合)

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項)

第3号様式(第9条関係)

埋 立 て 等 に 係 る 標 識	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
事 業 主	住 所
	氏 名
	電話番号
工 事 施 工 者	住 所
	氏 名
	電話番号
埋 立 て 等 の 目 的	
土 地 の 地 番	平塚市
面 積	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
1 日 の 作 業 時 間	時 分から 時 分まで 時間
現場責任者の氏名及び 連絡先	

※ 標識の大きさは、縦1メートル以上、横1.2メートル以上とする。

第4号様式(第10条関係)

埋 立 て 等 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

平塚市長 様

住 所
氏 名
電話番号

平塚市埋立て等の規制に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可番号(許可年月日)	第 号 (年 月 日)
埋 立 て 等 の 位 置	平塚市
変 更 事 項	
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	

備考

第5号様式(第11条関係)

指 令 番 号

年 月 日

埋立て等変更許可(不許可)決定通知書

様

平塚市長 氏 名

印

年 月 日付けで変更許可申請のあった埋立て等について、次のとおり
決定したので通知します。

1 区 分 許可する。 許可しない。

2 許可の条件

3 理由(許可しない場合)

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項)

第6号様式(第12条関係)

埋 立 て 等 変 更 届 出 書

年 月 日

平塚市長 様

住 所
氏 名
電話番号

平塚市埋立て等の規制に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号(許可年月日)	第 号 (年 月 日)
埋 立 て 等 の 位 置	平塚市
変 更 事 項	
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 年 月 日	
変 更 理 由	

備考

第7号様式(第13条関係)

地 位 承 継 届 出 書

年 月 日

平塚市長 様

住 所
氏 名
電話番号

平塚市埋立て等の規制に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号(許可年月日)	第 号 (年 月 日)
埋 立 て 等 の 位 置	平塚市
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	年 月 日
承継前の 事業主	氏名又は名称
	住 所

備考

第8号様式(第14条関係)

埋立て等完了(廃止)届出書

年 月 日

平塚市長 様

住 所
氏 名
電話番号

平塚市埋立て等の規制に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号(許可年月日)	第 号 (年 月 日)
埋 立 て 等 の 位 置	平塚市
完 了 (廃 止) 年 月 日	年 月 日

備考

第9号様式(第15条関係)

文 書 番 号
年 月 日

埋立て等に係る許可内容適合通知書

様

平塚市長 氏 名 印

下記の埋立て等の工事は、 年 月 日に検査をした結果、平塚市埋立て等の
規制に関する条例第8条の許可の内容と適合していることを通知します。

記

- 1 許可番号・年月日 第 号 (年 月 日)
- 2 埋立て等の位置 平塚市
- 3 許可を受けた者の住所・氏名(名称)
住 所
氏名(名称)

第10号様式(第17条関係)

(表)

第	号
立入調査員証	
所属	
職氏名	
年 月 日生	
上記の者は、平塚市埋立て等の規制に関する条例第16条に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
平塚市長	氏 名
	印

(裏)

平塚市埋立て等の規制に関する条例(抜粋)

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第8条関係）

第3号様式（第9条関係）

第4号様式（第10条関係）

第5号様式（第11条関係）

第6号様式（第12条関係）

第7号様式（第13条関係）

第8号様式（第14条関係）

第9号様式（第15条関係）

第10号様式（第17条関係）